

熊本県会長杯卓球大会(中学生の部・団体・個人)

※感染症や自然災害等の状況により大会要項が変更される場合がございますのでご承知おきください。

1. 大会名 熊本県会長杯卓球大会(中学生の部 団体 個人)
2. 主催 熊本県卓球協会
3. 共催 熊本県中学校体育連盟
4. 日時 令和6年5月3日(金)…男女団体戦 開場午前8時 **開会式 9時**
令和6年5月4日(土)…男女シングルス 開場午前8時 9時開会(1位～8位 順位決定戦)
5. 場所 ナースパワーアリーナ(熊本市総合体育館(大・中体育室) 熊本市中央区出水2-7-1
6. 種目 (1)男女別 団体戦(4単1複) (2)男女別個人戦
※団体戦は6～8名の選手で編成することとし、4名～5名のチームはオープン参加とする。3名以下の申込は受け付けられない。試合はシングルスとダブルスに重複して出場することはできない。
7. 試合方法 団体戦 予選リーグ、決勝トーナメント方式
個人戦 ①初戦からベスト8決定戦までトーナメント方式とする
②ベスト8で4名ずつ2パートのリーグ戦を行う。各パートの1位同士で決勝戦。
2位同士で3・4位決定戦。以下3位同士4位同士で順位決定戦を行う。
8. 参加資格 (1)熊本県卓球協会加盟者で県内中学生に限る。
(2)団体戦は、同一校男女各2チームまで出場できる。個人戦は、各校男女各8名までとする。
(*但し、特別枠として令和5年度全日本選手権県予選ホープスの部・ベスト8以上、令和5年度県選手権(中学の部)ベスト16以上の者は、この人数を超えて参加できる。
その場合には、余白に“どの大会のベスト〇〇”を、必ず記入することとする)
(3)個人戦はクラブチームでの参加を認める。(申し込みが重複しないこと)
(4)団体戦はクラブチームでの参加は認めない。
9. 使用球 40mmホワイト
10. 参加料 団体戦 1チーム 3,500円(500円空調費含む) 個人戦 1人 800円(100円空調費含む)
(申し込み後の参加料の返金はいたしません)
11. 競技規則 現行の日本卓球ルールによる。タイムアウトは導入しない。
12. 申込期日 令和6年4月15日(月)17:00までに申込書を HP からダウンロードシデータで申し込み専用アドレスに申しこむこと。(FAX不可) 参加料は別途下記の通りです。
13. 申込先 〒862-0950 熊本市中央区水前寺1丁目15-4 ダイコー水前寺駅通り3(1F)
熊本県卓球協会 TEL(096)387-2299
振込先:郵便局 口座名「熊本県卓球協会」
ゆうちょ銀行～ 口座番号 17170 **番号 21880031**
他の金融機関 ～ 支店 七一八(なないちはち) 口座番号 2188003
現金書留・郵便為替・協会持参でも受け付けます。申込期日までに必ず納入すること。
14. アドバイザーについて
(1)「日本卓球協会」及び「熊本県卓球協会」登録で同一チームの選手及び役職者登録者に限ります。
監督・コーチは必ず役職者章を大会時、腕につけること。
(2)選手はコートを離れてアドバイスを求めてはいけません。
(3)ベスト8決定後、アドバイザーとして、1名のベンチ入りを認めます。同一アドバイザーによる他コートへの移動・戻りは可とします。複数のベンチの入れ替わりはできません。

15. その他 (1)選手は必ず令和6年度の日本卓球協会(熊本県卓球協会)に登録すること。尚、本大会に限り登録が間に合わない場合は、令和5年度の日本卓球協会のゼッケン着用を認めるが、大会後に必ず登録することを条件とする。
- (2)電話及び締め切り日以後の申し込みは一切受付けない。
- (3)本大会に出場する選手は、JTТА が公認したユニホーム・シューズを着用し、団体戦においては靴及び靴下を除いて、競技者の服装は同一でなければならない。(新中1年の者は配慮する)
- (4)本大会の結果は、令和6年度熊本県中学校体育連盟大会のシードの資料となる。
- (5)病気やケガ等で団体戦のチームの人数が不足する場合、下位チームから上位チームへの選手の移動は審判長の承認を得た場合のみ可とする。(上位チームから下位チームへの移動は認めない。)
16. 連絡事項 災害等が発生した場合、試合開催等の情報は、前日の午後9時以降、ホームページに掲載します。

禁止事項について

選手等が収録する画像又は音声については、以下の制限を行います。

- (1) 選手等が収録できる画像又は音声は、自己の競技の画像又は音声に限定する。
- (2) 収録に使用できる機材は 1 台とし、機材設置場所は自己の競技が行われるコート脇のベンチに限定する。
- (3) 収録した画像又は音声を、インターネット上で公開することは禁止します。

参加生徒及びチームの引率者、監督、部活動指導員、教員外指導者は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等(以下、暴力等)により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。

校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、教員外指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。